## 三重県国土利用計画審議会議事録

日時:令和5年3月6日(月)9:00~10:15

場所:三重県勤労者福祉会館 5階

三重県職員研修センター第2教室

## 出席委員(五十音順)

浅野 聡 (国立大学法人三重大学大学院工学研究科教授)

伊藤 登代子 (株式会社キャリア・プレイス代表取締役)

鵜飼 みわ (三重県農村女性アドバイザー)

大萱 宗靖 (三重県林業研究グループ連絡協議会会長)

大八木 麻希 (四日市大学環境情報学部准教授)

片岡 浩司 (不動産鑑定士)

久保田 重人(三重交通株式会社常務取締役)

坂上 優子 (公益社団法人三重県緑化推進協会)

前田 竜矢 (自然観察指導員三重連絡会会長)

## 【司会(事務局)】

時間となりましたので、ただいまから三重県国土利用計画審議会を開催させていただきます。

私、本日司会進行役を務めさせていただきます地域連携部水資源・地域プロジェクト課 課長補佐の前田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、朝早くからご出席をいただき、誠にありがと うございます。

それでは開会にあたりまして、水資源・地域プロジェクト課長の矢野より、一言ご挨拶を 申し上げます。

## 【事務局あいさつ】

地域連携部 水資源・地域プロジェクト課長の矢野でございます。

このたび皆様におかれましては、三重県国土利用計画審議会委員にご就任いただきまして、 誠にありがとうございます。本日は、令和5年1月22日の審議会委員の改選によりご就任を いただきまして、初めての審議会となります。

この国土利用計画審議会は国土利用計画法に基づき設置される土地利用基本計画の策定・ 変更を行う際などに、調査審議する機関でございます。

本日、三重県土地利用基本計画の変更に係る諮問案件はございませんが、会長の選出をは じめ、5つの議題がございますので、よろしくお願いいたします。

今後とも審議会にご協力いただきますよう今一度お願いさせていただきまして、挨拶とか えさせていただきます。本日はよろしくお願いします。

## 【司会(事務局)】

本日は委員改選後初めての審議会ですので、会長選出までの間は、事務局で進行させていただきます。まず、本日の資料について、確認させていただきます。

委員の皆様には、「事項書」、「座席表」、「委員名簿」、そして、「資料1」、「資料2」、「資料3」、「資料4」、「参考」と書かれた資料をそれぞれ配付させていただいております。

配付漏れ等はございませんでしょうか。

ないようですので、次に進めさせていただきます。

#### 【司会(事務局)】

それでは、事項書の2番、委員の紹介になります。委員の皆様方を五十音順にご紹介させていただきます。

- ·国立大学法人三重大学大学院工学研究科教授、浅野 聡 様
- ・オンラインでご参加いただいております、株式会社キャリア・プレイス代表取締役、 伊藤 登代子 様
- ・三重県農村女性アドバイザー、鵜飼みわ様
- ・三重県林業研究グループ連絡協議会会長、大萱 宗靖 様

- ·四日市大学環境情報学部准教授、大八木 麻希 様
- ・不動産鑑定士、片岡 浩司 様
- 三重交通株式会社常務取締役、久保田 重人 様
- 公益社団法人三重県緑化推進協会、坂上 優子 様
- 自然観察指導員三重連絡会会長、前田 竜矢 様

なお、桑名商工会議所議員 西藤真子様、名城大学理工学部教授 松本幸正様、公益社団法 人三重県宅地建物取引業協会会長 村井 浩一様は、都合により欠席されております。

本日は、オンラインによりご出席いただいている方もみえますが、本審議会の運営に関し必要な事項を定めた三重県国土利用計画審議会運営規程では、出席を対面のみとする記載もないことから、オンラインでご参加の伊藤委員も含めまして、委員12名中9名ご出席いただいております。そのため、三重県国土利用計画審議会条例第5条第2項の規定に定める三重県国土利用計画審議会開催の要件を満たしておりますので、本審議会は成立していることをご報告いたします。

なお、オンラインによる参加の規定につきましては、今後の審議会の開催も見据えて明記 しておいた方がよいと考えますので、後ほど議題の一つとして挙げさせていただきます。

また、幹事の皆様と事務局につきましては、資料の「座席表」をご覧いただくことで、紹介に換えさせていただきます。

## 【司会(事務局)】

次に、本日の審議会の公開についてでございます。

附属機関等の会議は三重県情報公開条例に基づき、原則公開とすると定められております。 今回は非公開に該当する事由がございませんので、公開とさせていただいてよろしいでしょ うか。ご異議ございませんか。

ご異議ないようですので、本日の議事は公開とさせていただきたいと思います。

なお、傍聴者の有無を確認しましたところ、今回は傍聴者がいらっしゃらないようですの で、このまま進行させていただきます。

## 【司会(事務局)】

それでは、議事に入らせていただきます。

事項書の3番の(1)審議会の運営について、事務局からご説明させていただきます。

#### 【事務局】

それでは資料1に基づきまして、根拠法令等について、ご説明させていただきます。1頁の「三重県国土利用計画審議会の概要」をご覧ください。

項目1の設置根拠ですが、国土利用計画審議会は、国土利用計画法第38条に基づき、都道 府県に設置されるものとなっております。続いて項目2の所掌事務になりますが、三重県国 土利用計画、及び市町国土利用計画、三重県土地利用基本計画の策定・変更を行う際などに 調査審議することになります。詳細につきましては後ほどご説明させていただきます。項目3の委員数及び項目4の委員の構成については、三重県国土利用計画審議会条例第2条において、国土の利用及び土地利用に関し学識経験を有する者のうちから知事が任命する委員22人以内をもって組織することになっており、三重県では11分野12名の委員で構成しております。また、同条例第3条に任期は3年と定めております。これらの根拠法令である国土利用計画法を抜粋したものを2頁、三重県国土利用計画審議会条例を3頁、4頁に記載しております。また、3頁の条例第4条において、審議会に会長を置く、そして会長につきましては委員の互選によることを規定しております。3項においては、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理するということで、会長代理の指名についての規定を定めております。また、5頁が運営規程になりまして、会議の公開や議事録に関することを定めております。

1頁目に戻っていただきまして、項目6は過去10年間の審議会の開催状況でございます。

会議の開催につきましては、このとおりとなりますが、この他に会長専決という形で計画 図の変更を行っており、6頁がその専決基準となっております。専決につきましては後ほど ご説明させていただきます。

簡単ではございますが、審議会の設置、運営に関する説明は以上となります。

## 【司会(事務局)】

ただいまの説明に対して、何かご質問等ございますでしょうか。 ご質問がないようですので、次に進めさせていただきます。

## 【司会(事務局)】

続きまして、(2)会長・職務代理者の選出等についてです。

本日は、委員改選後初めての審議会ですので、会長の選出をお願いしたいと思います。

三重県国土利用計画審議会条例第4条により、会長は互選で選出され、会長に事故があるときはあらかじめ指名する委員がその職務を代理することとなっています。

会長の職について簡単にご説明いたします。会長の職務といたしましては、資料1、5頁の「三重県国土利用計画審議会運営規程」の第6条で定められております。「会長は、審議会運営の効率化及び迅速化を図るため、国土利用計画法の趣旨に合致すると認められる一定の類型に属するものを対象として、あらかじめ審議会の承認を得て、専決基準を定めることができる」とございます。また第2項では「会長は、専決基準に該当する事項については、審議会が適当と認めたものとして取り扱うことができる。ただし、当該事項に係る事務処理の後、速やかに審議会に報告しなければならない」とありまして、専決の権限と、委員の皆様への報告義務があるということでございます。

会長の選出に当たりまして、委員の皆様からご推薦等はございますでしょうか。

特にないようですので、事務局案といたしましては、皆様にご異論がなければ、学識経験者であり、2期目にも会長を務めていただきました、三重大学教授の浅野委員を引き続き会長に推薦いたしたいと存じますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、本審議会の会長は、浅野委員にお願いいたしたいと存じますが、浅野委員お引き受けいただけますでしょうか。

## 【浅野委員】

はい、よろしくお願いします。

## 【司会(事務局)】

それでは、会長が決まりましたので、これにより議事は、審議会条例第4条第2項の規定により、浅野会長にお願いいたしたいと存じます。

浅野会長、議長席へ移動をお願いします。

## 【浅野会長】

改めましておはようございます。本日はお忙しい中、三重県国土利用計画審議会にご出席 いただきましてありがとうございます。

前回も会長をさせていただきました。専門は都市計画で、国土利用計画法の都市地域の都市計画審議会も担当しています。後ほどご説明があるかもしれませんが、日本の国土が5種類に分かれていますので、種類ごとに日常審議されているものをこの場で調整していくということが、この三重県国土利用計画審議会の主な目的になると思います。本日も事項書と資料を準備していただいていますので、これに基づいて進めていきます。適宜ご質問などありましたらよろしくお願いいたします。

それでは、引き続きまして、会長の職務代理者の選出ですが、三重県国土利用計画審議会条例第4条第3項により、会長が、職務代理者を指名することになっておりますので、私からご指名させていただくことにします。

私の職務代理者は、土地に詳しい不動産鑑定士の片岡委員に引き続きお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

#### 【片岡委員】

お引き受けさせていただきます。

#### 【浅野会長】

それでは、片岡委員にお引き受けいただきましたので、何かあった時には会長の職務代理 者ということでよろしくお願いいたします。

次に、運営規程第5条に基づき、本日の議事録の署名者2名を、議長の私から指名させていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

異議が無いようですので、お集まりの委員の中から、片岡委員と久保田委員のお二人に議 事録署名をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

## 【片岡委員、久保田委員】

承知いたしました。

## 【浅野会長】

ありがとうございます。それでは片岡委員、久保田委員に議事録の署名をお願いいたしま す。

それでは、事項書の(3)審議会の所掌事務等について、事務局より説明願います。

## 【事務局】

審議会の所掌事務等について、資料2をご覧いただきたいと思います。初めに所掌事務の 説明の前に1頁目にあります国土利用計画法の概要について説明させていただきます。

国土利用計画法は、昭和40年代後半に発生した全国的な地価の異常高騰、土地の大量買い占め、乱開発による自然環境の破壊等を背景に、昭和49年に制定された法律です。

ここでは、その法律の体系図をお示ししております。最初に法律の目的が書いてあり、国 土は限られた資源であり、また、生活や生産の基盤であるという共通認識のもと、国土利用 計画の策定、また、土地取引の規制措置などを講じることで総合的かつ計画的な国土の利用 を図ることをお示ししております。

まず、国土利用に関する基本構想などを示した「国土利用計画」を定めることとなります。 これは均衡ある国土の利用の確保、また、国土利用に関する行政上の指針となるものでご ざいます。

この国土利用計画につきましては、3種類ございまして、国において定める全国計画、都道府県・市町村がそれぞれ定めることのできる都道府県計画・市町村計画がございます。

さらに中段に書いてありますが、国土利用計画を基本といたしまして、都道府県は土地利用基本計画を定めることになっており、その中で都市地域、農業地域、森林地域など五地域の区分で地域を定めることになっております。

また、この計画に即しまして、別に定める法律で土地利用規制に関する措置を講じることとされておりまして、それぞれ五つの地域に対して、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法といった個別規制法で土地利用の規制を実施することになっております。

続きまして、中下段にあります土地利用の規制に関する措置になりますが、土地の投機的 取引や地価の高騰を抑制するとともに、適正かつ合理的な土地利用の確保を図るために土地 取引の規制に関する措置が講じられております。

具体的には、一定面積以上の土地取引の利用目的を知事が審査して、必要に応じて勧告を 行う「事後届出制」、注視区域、監視区域を指定し、土地取引の前に価格等の審査を行う 「事前届出制」、知事が規制区域を指定し、許可がないと土地取引ができない「許可制」、 この4つの制度が法で規定されております。

なお、一番下にあります遊休土地に関する措置は、国土利用計画法の届出があった土地に関し、特に有効活用を促進する必要があるものに対して行う措置となっておりますが、三重県の地価はバブル崩壊以降、下落傾向が続いており、土地需要が低迷しており、仮に未利用の土地があったとしても、それが直ちに適正・合理的な土地利用に支障が生じるものでない状況であることから、この制度の運用は現在しておりません。

次に、2頁をご覧ください。土地利用基本計画を創設することとなった背景についてですが、昭和49年の法制定以前の制度においては、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律等、各個別法により、個別の観点からの必要性に基づいた土地利用のあり方を定めておりましたが、総合的な見地から土地利用を調整する仕組が存在せず、土地利用形態の大きな変化や土地需給の逼迫による競合に対応できなかったことから、国土利用計画法が制定され、個別規制法に基づく諸計画を総合調整するための総合的な土地利用に関する計画として、新たに土地利用基本計画が創設されました。

次に3頁をご覧ください。こちらは先ほどご説明申し上げました、土地利用基本計画と個別規制法の関係を示しております。土地利用基本計画により、個別規制法に基づく計画・規制の総合調整を行い、具体の開発等は個別規制法を通じて規制することとしております。

また、4頁では、各種個別規制法に基づく土地利用規制がどのようなものかについての概要を示しております。その中で着色した地域につきましては、個別規制法による土地取引規制が相対的に弱い地域、いわゆる計画白地地域となっており、そういった地域も含めて、土地利用基本計画が総合調整の機能を果たすこととなっているところです。

次に5頁をご覧ください。こちらは「計画書」と「計画図」がどのようなものかについて示しております。土地利用基本計画は大きく「計画書」と「計画図」に分けることができ、「計画書」は土地利用の調整等に関する事項を記した文書となっており、参考資料としてお配りしておりますのが、現在の三重県土地利用基本計画の「計画書」でございます。また、「計画図」は都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域の五地域を地形図上で記したものとなっております。

三重県土地利用基本計画の「計画書」に関しましては、平成30年に変更を行っており、その際には委員の皆様にお集まりいただき、ご審議いただきました。

この三重県土地利用基本計画の「計画書」については、現時点では変更を予定しておりません。「計画図」につきましては、各個別規制法に基づき区域の変更等がなされておりますため、1年に1回程度、県内市町及び県庁内の関係課に照会をかけて変更作業を行っております。こちらにつきましては、個別法に基づき十分に審議がなされていることから、会長の専決事項としております。そのため、「計画図」の変更につきましては、集まっての会議を行わず、「三重県国土利用計画審議会運営規程第6条」及び「三重県国土利用計画審議会専決基準」に基づき、会長による専決という形をとらせていただき、委員の皆様には報告事項として、資料を送付させていただくこととしております。その資料の見方につきまして、後ほどご説明させていただきますので、よろしくお願いします。

以上で審議会の所掌事務等についての説明とさせていただきます。

#### 【浅野会長】

なかなか理解するのは難しいかもしれませんが、只今説明のありました資料2について、 委員の方からご質問はございますでしょうか。

私から少しだけ補足させていただきますと、日本の土地利用は個別法からスタートし、全国的に調整する仕組みは後からできたということで、例えば都市地域は先に都市計画法ができて、都市の中の土地の利用を決めて開発をコントロールしていきました。同じように、農

業地域は農振法、森林地域は森林法といった法律があり、昭和の時代に日本が経済成長していくなかで、個別法で進んできた開発を調整する必要があるということで、法制度が整備されて国土利用計画審議会が設置され、1974年に国土庁として発足したという歴史があります。その後、省庁の再編で国土庁が国土交通省として統合され、その中に国土利用計画を担当する部署が入っているという状況です。この後、実際に三重県の土地利用基本計画の変更等について説明をしていただきますけれども、日本の場合は国土利用計画が先にあって個別法が調整されてきたのではなく、森林法は森林法、農振法は農振法、都市計画法は都市計画法といったように個別で積み重ねてきた歴史がありまして、そこを調整するということで頭の中に入れておいていただけるといいかなと思います。個別法の中で厳格に開発規制、土地利用が行われているということを前提にして、県全体としてきちんと調整されているかどうかという視点から、後ほどの後半の説明を聞いていただくと位置付けが理解しやすいかなと思います。私から参考の補足意見です。

それでは、資料2についてこの場で確認しないといけないことなど、よろしかったでしょ うか。それでは、次に進めさせていただきます。

続きまして、(4)三重県土地利用基本計画(計画図)変更時の資料の見方について、事務局より説明をお願いします。

## 【事務局】

三重県土地利用基本計画の「計画図」変更の際に送付させていただきます資料の見方について、資料3に基づきましてご説明させていただきたいと思います。

先ほどの説明にもありましたとおり、計画図の変更のみの場合につきましては、会長専決という形をとらせていただき、委員の皆様には報告事項として資料を送付させていただきますので、その見方についてご説明をさせていただきます。

資料3は令和5年1月12日付けで変更した三重県土地利用基本計画の「計画図」変更に 係る資料の抜粋でございます。こちらは一番直近で計画図の変更を行ったものです。

1頁をご覧ください。こちらは変更箇所の総括表となっております。真ん中の列に変更する面積を記載しており、この表では森林地域及び自然公園地域の拡大・縮小面積を記載しております。

2頁から9頁はそれぞれ変更箇所について変更理由や関連する個別規制法の措置等について記載しております。今回は、森林地域及び自然公園地域について、1箇所ずつ、整理番号 1の伊賀森林地域(1)と整理番号 18 の吉野熊野国立公園地域(9)について、資料の見方をご説明させていただきます。

まず、2頁の整理番号1をご覧ください。こちらは、伊賀森林地域について6 ha の縮小を行ったものです。こちらは重複がいくつかあった箇所ですので、森林地域ではなくなりましたが、都市地域と農業地域が重複しております。今回変更となった理由は、右から3列目に記載しておりますが、既存の競走馬トレーニング場と利用保全が不要となった周辺の森林地域であり、現況が森林ではなくなったため、森林としての利用・保全を図る必要がなくなったということであります。これは、現況が森林ではなくなったと申し上げましたが、個別規制法により、林地を開発するにあたって許可がなされたのち、完了確認がされ、林野庁の

協議を経て伊賀地域森林計画が変更されたため、土地利用基本計画の変更案件として上がってきました。

次に資料の9頁、整理番号 18 をご覧ください。こちらは、吉野熊野国立公園地域について 1,437ha の拡大を行ったものです。先ほどと同じように資料をご覧いただくと、変更理由は、既存の公園区域と一体的に海域の風景の維持を図る必要があるため、ということで、水面でありますが、今回、公園区域に編入されました。吉野熊野国立公園地域一体の変更は、環境省から県の関係課への意見照会を初めとし、必要な手続きを経て変更がなされたものです。

このように、計画図の変更は、各種個別規制法に基づき、必要な審議や協議を経て、区域の変更がなされており、すでに現況も変わっていることから、会長による専決の案件とさせて頂いております。

なお、17 頁から補足説明資料を付けておりますが、19 頁の図面は、全国の土地利用基本計画図を LUCKY というシステムで電子化したもので、国土交通省が管理・運営しており、インターネットで公開されております。20 頁、21 頁は航空写真で、22 頁は現地に赴いて現況の写真を撮ったものでございます。同じように23 頁から整理番号18番の吉野熊野国立公園の海域の拡大について記載しており、24頁がLUCKYの図面、25頁、26頁が航空写真、27頁が現地に行って撮影した現況の写真となっております。

会長専決の際は、このような資料を送付させていただきますので、またご確認をお願いい たします。説明は以上となります。

## 【浅野会長】

この審議会では、変更について詳細なデータがでてきて森林法と比較して開発許可を出すかどうかというような審議はしませんので、個別法できちんとした手続きで変更されたという通知を受けて県の土地利用基本計画も修正するということを理解していただけたらと思います。先ほど申し上げたとおり、調整していくというのがこの審議会の目的になります。吉野熊野国立公園は、国立公園のエリアですので、環境省が直轄して土地利用計画を作っているエリアで、もともと海面は吉野熊野国立公園のエリアに入っていなかったのですが、環境省の方針で、海域も一体的に国立公園として保護していくということで、自然公園法の手続きに基づいて拡大することになったということです。

それでは、事務局の説明に対して、何かご質問等ございますでしょうか。

## 【大萱委員】

森林の縮小面積ということでご説明いただきましたけれども、森林地域が拡大するというのはどういった場合でしょうか。

#### 【事務局】

資料4頁の整理番号8にあり、このような場合は稀ですが、官行造林地の契約が解除になり、白地だったところが森林地域へ編入され、47ha の拡大となったケースなどが当たります。

## 【浅野会長】

参考までに、1頁が三重県の土地利用基本計画で定められている5つの地域の面積とその 県土面積に占める割合となっており、五地域の合計が 170.1%となっております。これも日 本の国土利用計画の特徴で、アメリカのように平坦地がすごく広く線一本でここから都市、 ここから農村というように分けやすい国十条件であれば、また別の国土利用計画になってく るのですが、日本は平坦地が少なくて、線一本でここから都市、ここから農村、ここから森 林と分けるのが大変難しい土地条件で、都市と農村と森林が、大変接近しており、町の中に も里山が残っていたり、都市内農地があったりします。そのように限られた国土の中で農業 や林業、工業、商業を共存させながら町を作ってきているということで、個別法の面積を足 すと 100%になるのではないかと思われると思うのですが、重複可能な場合については決め られており、その地域の生活の実情に応じ、都市と農村、森林、自然公園が重複していると 捉えていただけたらと思います。昭和の時代には重複させながら産業を発達させたり、人口 増加に伴い、住まいを確保するため、都市計画区域を拡大して居住地を拡大したりというこ とをやってきましたが、これからの方向性としては、重複している地域を無駄であれば少し ずつ解除していって、森林地域は森林地域らしいエリアにさらに特化していく、農業地域も 同様に、都市地域もかなり拡大していますので、将来人口の減少とともに縮小していくとい う方向で、長い目で見ると、重複地域を少しずつ減らしていくのが今の流れではないかなと 思います。参考までに聞いていただけたらと思います。

ですので、現在、私たちは一番重複している状態を見ているということで、個別法の見直 し等も踏まえ、人口減少下での土地利用のあり方についても、これからこの審議会の中で上 手く調整ができればと思います。

## 【坂上委員】

1頁の表に白地地域とあるのですが、これは何でしょうか。

#### 【事務局】

白地地域は五地域に入らない地域です。例えば、稀ですが、官行造林地の契約をしている場合や、少ないですが、森林地域に一部だけ指定されていないところがある場合、白地地域となります。

#### 【浅野会長】

制度上、白地地域は0だと思うのが普通ですよね。0.7%なのでほんの少しで大きな支障はないのですが、個別法からスタートして、個別に指定されてきたため、どこにもかかっていない部分があります。個人的には、これからは白地地域をなくす方向で、必ずどこかの地域に所属するように調整したほうがいいのではないかと思います。

#### 【浅野会長】

他に資料3について何かありますでしょうか。

それでは、続きまして、(5)運営規程の一部改正について、事務局より説明をお願いします。

## 【事務局】

それでは資料4をご覧ください。

資料4は、三重県国土利用計画審議会運営規程の一部改正案でございます。

三重県国土利用計画審議会条例第8条におきまして、審議会の運営に関し必要な事項は、 会長が審議会に諮って定めることとなっております。

まず、運営規程第5条におきまして、議事録署名についての規定がございますが、現在の 規定では署名押印が必要となっております。一方で、全庁的に行政手続及び内部手続におけ る押印の見直しが行われていることから、議事録署名においての押印を廃止する方向で考え ております。

次に、会長専決の際の委員の皆様へのご報告についてです。現在の運営規程第6条第2項では会長専決の後、「速やかに審議会に報告しなければならない」となっており、専決にも関わらず、審議会を開催するかのような記載になっていますので、委員という語句を追加し、「速やかに審議会委員に報告しなければならない」と修正させていただきたいと思います。

最後に、Web会議システムを利用した会議への出席についての規定です。現在の規定において、出席を対面のみとする記載はありませんが、Web会議システムを利用した会議への出席につきましても、審議会条例第5条第2項及び第3項に規定する出席に含めることを、今回の改正で明記したいと思います。また、その他、映像を送受信できなくなった場合であっても音声に問題がない場合は出席扱いとすること、音声が送受信できなくなった場合は退出とみなすこと、Web会議システムによる出席はできる限り静寂な場所で行うこと、会議が非公開の場合は会長が認めた者以外の者に視聴させてはならないこと、についての規定を加えたいと思います。事務局からの説明は以上となります。

#### 【浅野会長】

ただいま事務局から説明がありましたが、運営規程の一部改正案をご覧いただき、何か意 見等ある方はいらっしゃいますでしょうか。

## 【大萱委員】

資料に異論はないのですが、今後コロナも収まった時に WEB での参加を続けていくのでしょうか。

#### 【事務局】

これからの会議のあり方や時間の有効な使い方という意味で、WEB 開催も考えていきたいと思っております。おそらく時代の流れもあり、会議のあり方については、県庁内でも討議されていくと思うので、それに従ってやっていきたいと思います。決して否定的な試みではないと思っておりますので。

## 【大八木委員】

変更したいわけではなく、確認ですが、「署名」に電子署名は入っていないのでしょうか。

## 【事務局】

入っていないです。現時点では、後日、議事録署名者2名のところへ伺うか、郵送でご署名をいただく予定です。

## 【浅野会長】

いつか電子署名になるかもしれませんね。

その他、ご質問ございますでしょうか。

それでは、WEB 出席もきちんと規程に位置付けていくということで、よろしくお願いします。

以上で本日予定した議題は全て終了しましたが、何か全体を通じてご質問等ございますで しょうか。

## 【前田委員】

果たしてこの審議会で何が求められているのだろうと考えながら、出席させていただきました。浅野先生の説明でも、個別法で地域の指定等について十分な審議がなされ、ここにはその結果がでてきて、調整を行うと言っていただいたのですが、送付資料の確認をさせていただいて、何か漏れがないかとか、何か気づくことがないかというのを確認するというのがこの審議会のあり方と思っておけばよろしいでしょうか。

## 【浅野会長】

度々、委員の方からこの審議会の位置付けについては質問が出るところですが、調整する ということはどういうことかについて、事務局どうでしょうか。

#### 【事務局】

計画図の変更に関しましては、調整ではなく会長専決とさせていただいております。

総合調整というのは、個別規制法が重複した場合の調整になると思います。参考として土 地利用基本計画書を配布しておりますが、最後の方、22 頁をご覧いただきますと、五地域 の重複する地域における調整指導方針というのがあります。そのような調整方針に基づいて 行っているということになります。

#### 【前田委員】

そうすると、いただいた資料について気付いたことを意見させていただければよいという 認識でよろしいでしょうか。

## 【浅野会長】

計画書の見直しは審議事項になっているので、以前審議をしたのですが、ここ最近は会長の専決事項の報告が多いですね。先ほど話しました通り、都市計画審議会にも出ていますが、個別法でかなり厳格に審査していまして、ここで上がってくる都市地域の変更も、それぞれの審議会でパブリックコメントの手続きを行い、住民説明会も行って、開発基準と合っているかどうか照らし合わせたものが報告されてきております。この表を見ていただいても分かりますが、林野庁と協議して、きちんと手続きを経て承認されているものと書いてありますので、それを見ていただいて手続き的に問題なく、三重県土地利用基本計画の図面を修正するということについて同意していただくということで、それが主な所掌事務になると思います。ただ、参考意見として、近年の開発動向で、森林地域はこういった方向性がいいのではないかというようなディスカッションは構いませんので、三重県の土地利用基本計画を見直す際に向けて、感じていることを意見していただいて、それを積み重ねて、次の参考にするというのも重要ですので、その都度ご意見を出していただけたらと思います。

#### 【事務局】

昨年も、専決事項でしたが、太陽光発電の開発がたくさんありました。当然それについては法律に基づいており、専決事項でよかったのですが、その際は浅野先生から、やはり皆さんのいろんな意見を聞きましょうということで、委員の方に意見を伺いました。平成 30 年に作成しました基本計画を見直すときに、そのような意見を、三重県土地利用基本計画の素案の中に入れていきたいと思います。

## 【坂上委員】

先ほど、資料3の名張市の例で、林野庁まで確認して許可を得ているということですが、 ここの会議で何かおかしいといった場合、資料2にあるように、知事が事後届出制で勧告を するという仕組みになるのでしょうか。

#### 【事務局】

資料2の勧告は、国土法の届出に関しての勧告で、利用目的がふさわしくない場合は勧告する場合がありますということで、また別の審査会ですので、この審議会の所掌事務ではありません。

#### 【浅野会長】

他に、全体を通じてご質問どうでしょうか。 片岡委員どうでしょうか。

#### 【片岡委員】

私どもも普段の仕事で、農地法や、都市計画法、自然公園法の確認などもしているのですが、やはり浅野会長がおっしゃった通り、個別法が先ということがありまして、それに対し国土利用計画法が後から制定されたということで、制定された時は、土地利用の憲法と言わ

れ、非常に注目していたところなのですが、先ほどご質問があったように、その関係という のが非常にわかりにくいところだと思いますね。

事務局からも説明がありましたが、個別に審議されたことについての計画図の変更について、何か意見があれば、次に計画書について審議するときに勘案されていくということだと理解しております。

## 【浅野会長】

補足のコメントありがとうございました。

他の委員の方いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは以上で、事項書に基づきまして議題の方はすべて終了とさせていただきます。 それでは審議会の進行は事務局にお返ししますのでよろしくお願いします。

## 【事務局】

浅野会長、どうもありがとうございました。

本日の審議会の議事録についてですが、作成後に片岡委員と久保田委員に署名をいただいた上で、各委員の皆様に配布する予定です。

また、現在、三重県土地利用基本計画の「計画図」の変更を予定しております。会長専決ののちに、報告事項として資料を送付させていただきます。

なお、「計画書」につきましては、頻繁に変更するものではありませんが、現在、国土交通省におきまして、国土利用計画(全国計画)の改定を目指した検討が行われています。今後、三重県土地利用基本計画の「計画書」につきましても、全国計画に合わせた変更が必要ということになりましたら、集まってご審議いただく場合がありますことをご承知おきください。そういった情報が入りましたら、逐一お知らせしていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

これにて三重県国土利用計画審議会を終了とさせていただきます。朝早い時間からどうもありがとうございました。

# 图 汽岡港司

图 久保田重人